体験学習・民泊の推進を行うＮＰＯ法人・地方自治体の皆様へ

ＪＴＢファームステイ保険のご案内

賠償責任保険　（賠償責任保険(企業用)普通保険約款＋施設所有(管理)者特別約款＋生産物特別約款）
＋ レジャー・サービス施設費用保険（レジャー･サービス施設費用保険普通保険約款）
＋（ オプションプラン ）　賠償責任保険（賠償責任保険(企業用)普通保険約款＋受託者特別約款）

2010 年 6 月作成　J10G137

農漁村民泊の受入先民家において受け入れ中に発生するアクシデント。そんな万一のとき、充実の補償で受入先民家をお守りするのが、「ＪＴＢファームステイ保険」です。旅行保険のエキスパート　ジェイアイ傷害が様々なアクシデントに充実の補償でお応えします。

補償の概要

体験学習・民泊の実施にともない、受け入れ先の農家等（被保険者）が、体験指導中の不注意により体験学習・民泊する学生・教職員等にケガをさせたり、持ち物に損害を与えてしまった場合の法律上の損害賠償責任を補償する**「賠償責任保険」(施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険)**に、受入施設が火災、爆発、水災などに遭ったことにより負担した被災者への対応費用・見舞費用を補償する**「レジャー・サービス施設費用保険」**をセットしました。また、オプションにより、被保険者が参加者から預かった荷物を損壊したり、盗難されたりしたことによる法律上の損害賠償責任を補償する**「受託者賠償責任保険」**を追加でご契約いただくことができます。

ご契約形態

ご契約者：体験学習・民泊の推進を行うＮＰＯ法人、地方自治体
被保険者：体験学習・民泊を実施する農家等

※　体験学習・民泊を実施する農家等毎に住所・氏名・実施体験学習の内容・受入見込人数の明細をご提出いただきます。

ご契約方法

下記の2通りのご契約方法があります。

① **年間契約方式**

定期的に民泊を実施するＮＰＯ法人・地方自治体様におすすめする契約方法で、保険期間1年間のご契約となります。契約者（ＮＰＯ法人、地方自治体）合算の年間見込み取扱い人数に相当する暫定保険料を事前にお支払いいただき、契約翌月以降、毎月、前月分の取扱い人数をご報告いただきます。1年間の保険期間終了後、確定取扱い人数にもとづく確定保険料と暫定保険料との差額を精算させていただきます。

② **案件単位契約方式**

案件単位でご契約いただく方法です。案件単位ごとの見込み取扱い人数にもとづき暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後、確定取扱い人数にもとづく確定保険料と暫定保険料との差額を精算させていただきます。

商品の構成

ＪＴＢファームステイ保険				
基本契約				オプションプラン
施設所有（管理）者 賠償責任保険	生産物 賠償責任保険	ﾚｼﾞｬｰ･ｻｰﾋﾞｽ施設 費用保険	＋	受託者 賠償責任保険
体験学習・民泊の受け入れ先農家等（被保険者）の施設の管理不備や体験指導のミスなどにより事故が生じ、第三者に身体障害または財物損壊を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	体験学習・民泊の受け入れ先農家等（被保険者）が参加者に提供する飲食物に起因する食中毒事故等で、第三者に身体障害または財物損壊を与えたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	体験学習・民泊の受け入れ先の施設において火災、落雷、水災、食中毒などの事故が発生したことにより、受け入れ先農家等（被保険者）が被災者対応費用や、被災者傷害見舞費用を負担したことによる損害に対して保険金をお支払いします。		体験学習・民泊の受け入れ先農家等（被保険者）が参加者から預かった財物を損壊するなどしたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

ＪＴＢファームステイ保険は、
以下のような事故の場合にお役に立ちます。

（事故例）
- 受入民家の火災により参加者が死傷した。（施設賠償）※1
- 配膳中に皿を落とし、参加者の衣服を汚した。（施設賠償）※1
- 体験学習中の指導上のミスにより参加者がケガをした（施設賠償）※1
- 提供した食事や販売された飲食物による食中毒が発生した。（生産物賠償）※1
- 受入民家の火災により参加者が負傷し、親族の現地訪問費用が発生した。（レジャー・サービス施設費用保険）
- 荷物預かり所で預かったカメラを誤って破損した。（オプションプラン：受託者賠償）※1
- 預かった荷物が盗難にあった。（オプションプラン：受託者賠償）※1

※1　受入先農家等（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金のお支払いの対象になります。

※2　詳しくは「ＪＴＢファームステイ保険の概要」を必ずお読みください。

基　本　契　約

保険期間（受け入れ期間）		7日間まで（1泊2日から6泊7日まで）の保険料					
ご契約タイプ		A	B	C	D	E	F
施設所有(管理)者賠償責任保険／生産物賠償責任保険 免責金額:0円	対人賠償 1名保険金額	7,000万円	7,000万円	7,000万円	1億円	1億円	1億円
	対人賠償 1事故保険金額/期間中支払限度額※	1億円	2億円	3億円	1億円	2億円	3億円
	対物賠償 1事故保険金額/期間中支払限度額※	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
レジャー･サービス施設費用保険		（各プラン共通）1名あたり保険金額　50万円					
保　険　料（受け入れ客お一人あたり）		190円	210円	230円	200円	220円	240円

オプションプラン

＋

(オプション)受託者賠償責任保険	（各プラン共通） 対物1名保険金額3万円／1事故保険金額10万円／期間中支払限度額　50万円 （1事故あたり免責金額3千円）
保　険　料（受け入れ客お一人あたり）	50円

※　実施される体験学習の内容によってはお引受けができないことがあります。

※　最低保険料は1契約につき、1万円か、暫定保険料の50%のいずれか高い額となります。

※　年間契約方式の場合、保険期間は1年間となります。その場合は、1回の受け入れについてその期間が7日までの1名あたりの保険料となります。

※　期間中支払限度額の設定は、生産物賠償責任保険のみとなります。

ＪＴＢファームステイ保 険 の概 要

賠償責任保険 （賠償責任保険（企業用）普通保険約款＋施設所有（管理）者特別約款＋生産物特別約款）＋レジャー・サービス施設費用保険（レジャー・サービス施設費用保険普通保険約款）＋（ オプションプラン ） 賠償責任保険（賠償責任保険（企業用）普通保険約款＋受託者特別約款）

保険金をお支払いする主な場合・お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
（保険金をお支払いする主な場合） **1. 施設所有（管理）者賠償責任保険** 被保険者（受入農家等）の業務に起因する事故により法律上の損害賠償責任が発生した場合、参加者(被害者)に対する以下の保険金・費用等をお支払いします。 --- **2. 生産物賠償責任保険** 被保険者（受入農家等）が参加者に提供した飲食物等に起因する事故により法律上の損害賠償責任が発生した場合、参加者(被害者)に対する以下の保険金・費用等をお支払いします。 --- （お支払いする保険金・費用等） ①損害賠償金：法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金 ②争訟費用（訴訟費用・弁護士費用等）：損害賠償に関する争訟につき、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 ③損害防止費用：損害の発生および拡大の防止のために必要な措置を講じる際に支出した必要または有益と認められる費用 ④応急手当・緊急措置費用：損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められた費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用 ⑤協力費用：弊社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用 ⑥権利保全費用：被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合で、その権利の保全または行使について必要な手続きをとるために要した費用	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害または損害賠償責任を負担することによって被った損害 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動、騒擾（そうじょう）、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④給排水管等の漏水による財物の損壊 ⑤屋根、窓等から入る雨または雪等による財物の損壊 ⑥施設の修理、改造等の工事に起因する損害賠償責任 ⑦自動車、航空機または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑧生産物の瑕疵（かし）に起因するその生産物自体の損壊に対する損害賠償責任 ⑨被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して生産した生産物に起因する損害賠償責任 等 **注）被保険者が主催する体験学習にて行う海岸・護岸または水上・水中での活動の企画および指導のうち、以下に掲げるものは、施設所有（管理）者賠償責任保険での保険金お支払い対象となりません。（特定危険補償対象外特約セット）** **・水泳、シュノーケリング、素潜りなど水上・水中での活動、シーカヤック、バナナボート等を使用し水上・水中で活動するもの、ライフセービング（水上・水中で活動を行うもの）** **・その他水上・水中で行う活動**
3. ﾚｼﾞｬｰ・ｻｰﾋﾞｽ施設費用保険 ※災害広告費用補償対象外特約セット 事故の発生によって身体に傷害を被った参加者との対応のための費用をお支払いします。 <u>ただし、漁村泊につきましては当該保険の対象となる施設の範囲は宿泊する施設内に限ります。</u> ※保険金のお支払い対象となる主な事故について 火災、落雷、破裂、爆発、水災、雪災、物体の落下、飛来等（対象施設内の建物、工作物などが損害を受けた場合に限ります。）、食中毒。 {お支払いする保険金（対象となる費用）} 被災者対応費用（親族現地訪問費用、関係者派遣費用、通信費用、救助捜索費用、葬儀費用など）、被災者傷害見舞費用（事故の発生によって身体に傷害を被った参加者またはその法定相続人に対して、慣習として支払った弔慰金、見舞金などの費用）。	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③ 戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 被災者の故意または重大な過失 ⑤ 被災者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ⑥ 被災者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑦ 被災者の妊娠、出産、早産または流産 等
4. 受託者賠償責任保険（オプション） 被保険者が施設内で保管または管理する参加者の財物が、保険期間中に損壊し、または紛失し、もしくは盗難にあったことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。 (お支払いする保険金・費用等) 上記1、2と同様となります。	次のいずれかに該当する事由によって生じた損害 ①被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の使用人が行いまたは加担した盗取 ②被保険者の使用人が所有する物の損壊、紛失または盗難 ③有価証券、貴金属、美術品、骨董品等の受託物の損壊、紛失または盗難 ④自然発火した受託物自体の損壊（この発火により生じた他の受託物の損壊は補償されます） ⑤自然の消耗または虫食い等の損壊 ⑥窓や屋根等から入る雨または雪等による受託物の損壊 ⑦受託物が引き渡された後に発見された受託物の損壊 等

（ＪＴＢファームステイ保険のお申込の方法）

ご契約を希望される方は別添の

- 「ＪＴＢファームステイ保険　申告書」
- 「ＪＴＢファームステイ保険　被保険者（受入農家）明細」

をJTB西日本法人営業中央支店までＦＡＸにてご送付ください。
お引受け審査の上、追ってお申込書類等をお送りさせていただきます。

- この保険のご契約期間（保険期間）につきましては追ってお送りする保険申込書をご確認ください。（年間契約方式の場合は、1 年間となり、案件単位契約方式の場合は、1 年間または、該当の体験学習・民泊の期間となります。詳しくは追ってお送りする保険申込書をご確認ください。）
- この保険をご契約の際の保険始期は、追ってお送りする保険申込書をご確認ください。（保険始期は、保険料領収後以降となります。）
- ご送付いただきました申告書に記載の体験学習の内容によりましては、保険のお引受けが出来ない場合がございますのでご了承ください。
- お送りいただく申告書は保険申込書ではございませんのでご注意ください。（保険申込書により保険契約の締結と同時に保険料を領収させていただきます。）
- 本パンフレットは商品の概要をご説明したものです。詳細は各商品の保険約款によりますが、その他保険商品の詳細につきましては、弊社または弊社代理店までお問い合わせください。
- ご契約にあたりましては、保険申込書添付の重要な事項等説明書（契約概要、注意喚起情報）を必ずお読みください。
- 本保険お申込みにともなう個人情報の取扱に関しましては、保険申込書添付の個人情報の取扱説明書をご参照ください。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳しくは、重要な事項等説明書をご参照ください。
- ご契約者様には、被保険者に対して重要な事項の説明を行っていただきます。
- 弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

（事故が起きたとき）

- 本保険にご加入後、事故が起きたときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- 相手側との間で賠償額を決定（示談）する場合には必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がないまま、相手側に対して損害賠償の全部または一部の承認をされた場合には、普通保険約款の規定により保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。
- 事故が発生した場合、被害者との示談はご契約者自身で行っていただく必要があります。引受保険会社は示談に向けてのアドバイスを行います。

その他、事故が起きたときの対応要領は、重要な事項等説明書、普通保険約款等をご参照ください。

（お問い合わせ・申告書送付先）

【 取扱代理店 】
株式会社 JTB 西日本
法人営業中央支店（担当：仲野・中川）
〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町 3-1-8 本町クロスビル 11 階
TEL：06-6252-2830　FAX：06-6252-2695

【 引受保険会社 】
ジェイアイ傷害火災保険株式会社
西日本支店
〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島 NBF タワー12 階
TEL：06-6342-1880　FAX：06-6342-1882